令和元年8月

留学生・留学生の就職予定機関の方へ

名古屋出入国在留管理局 就労審査第一部門・就労審査第二部門

留学生の就職支援に係る専用の事前相談窓口の開設について(お知らせ) 平素より出入国在留管理行政に関しまして格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上

昨年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、外 国人留学生の国内での就職を支援するため、地方出入国在留管理局に留学生の就職 支援に係る専用の窓口を設け、在留資格変更許可申請に係る様々な事前相談に対応 することとされました。

つきましては, 同窓口設置について, 下記のとおりお知らせします。

実施開始日 1

本年10月7日(月)

設置場所 2

名古屋市港区正保町5-18 名古屋出入国在留管理局2階申請窓口内 (注)事前予約日時に来局し、身分証明書(留学生は在留カード、機関職員は 職員証)及び予約受付票を持参し、1番窓口で提示願います。

相談対象者 3

原則,以下の者とし,同席者は3名までとします。

○「留学」資格者

- 〇「特定活動(継続就職活動)」資格者
- ○留学受入機関・雇用予定機関職員
- 4 相談日時

開庁日の9時から16時まで(12時から13時までを除く。)

(注)相談は,

- ○1相談者につき1日当たり1回まで
- ○1回当たり最長30分まで
- ○1日当たり「特定技能」以外及び「特定技能」に関する就職相談を合 わせて12組まで とさせていただきます。

実施方法

- (1)「留学生の就職相談予約申出書」を記載し、相談希望日の前週同一曜日17 時までに
 - ○「特定技能」以外に関する就職相談は

就労審査第一部門FAX(052-659-0515)

○「特定技能」に関する就職相談は

就労審査第二部門FAX (052-559-4377)

へ送信願います。

- (2) 相談希望日の2日前17時までに、「予約受付票」を「連絡先FAX番号」 に送信します。
- (3) 予約件数が多く対応困難である場合、「連絡先電話番号」にその旨連絡しま す。 予約日時に来局できない場合

早めに電話(「特定技能」以外に関する就職相談は就労審査第一部門052-559-2114,「特定技能」に関する就職相談は就労審査第二部門052-559-2110, 両部門電話混雑により繋がらない場合は総務課052-55 9-2150) により連絡願います。

		送信日	令和	年	月	日
口「特定技能」以外に関する就職相談の場合 FAX: 052-659-0515	今:名古屋 b	出入国在留	'管理局勍	忧労審査	第一部	月門
「特定技能」に関する就職相談の場合 FAX: 052-559-4377 (注)いずれかの宛先の口にチェックし、1 1番窓口に提出願います。		出入国在留お確かめの				
留学生の就職	战相談予約申	出書				
相談者(留学生の場合は氏名、留学受入権	幾関・就職 ∃	予定機関の	場合は機	と関名・	担当者	f)
連絡先電話番号	連絡先Fノ	A X 番号				
1 相談希望日時	分~:30分~ 0分 回まで 及び「特定:	* : 30分* 0分* : : 技能」に関	1 する就理	1 5 時 分~:30分~ 載相談を]	せて
□管理・会計 □販売・営業 □翻訳 その他 ③経歴(見込を含む。)	・通訳 □》 □専門学 ー		口設計	III)	卒

受付日時	令和	年	月	日(),	時	分	
受付場所 名古屋市港区正保町 5 一 1 8 名古屋出入国在留管理局 2 階申請窓口 (1番窓口)								